

## 新型コロナウイルス関連情報（緊急状態宣言の発令及び段階的緩和措置の適用）

令和3年8月23日

- 8月20日、ポルトガル政府は、大陸部全土を対象とする「災害状態宣言」を「緊急状態宣言」に引き下げ、その期限を9月30日23時59分とする旨決定しました。
- また、8月1日から導入された段階的緩和措置（全3段階）の第2段階を、本23日から以下1. のとおり適用する旨も決定しました。

### 1. 段階的緩和措置（第2段階）：8月23日開始

（18日現在、人口の70%にワクチン接種が完了したため、従来の予定を前倒し第2段階の措置を適用。なお、第3段階は同接種率が85%に達した後に適用の予定。）

- （1）飲食店舗における最大着席人数は、店内8人／テーブル、テラス15人／テーブル
- （2）収容人数75%までの文化興業観劇の開催
- （3）収容人数75%までの結婚式及び洗礼式の開催
- （4）公共交通機関における定員制限の撤廃
- （5）9月1日からは行政サービス対面業務（lojas de cidadão）の予約制撤廃

※出典：<https://covid19estamoson.gov.pt/levantamento-de-restricoes-20-agosto/>

2. ただし、以下のケースでは、依然、陰性証明又はEUデジタル証明の提示（12歳未満は除く）が必要です。御注意ください

- （1）週末（金曜日19時以降含む）及び祝祭日の飲食店舗での店内飲食
- （2）スポーツジムでのグループレッスン
- （3）空路及び海路による移動時
- （4）宿泊施設でのチェックイン時
- （5）公衆浴場及びスパ
- （6）カジノ及びビンゴ等の賭博施設
- （7）各種文化・スポーツ・団体イベント（野外は1,000人以上、屋内は500人以上の場合）
- （8）10人以上の結婚式及び洗礼式

### 【連絡先】

在ポルトガル日本国大使館 領事班

電話：+351-21-311-0560

FAX：+351-21-353-7600

Email: consular@lb.mofa.go.jp

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続をお願いいたします。

<http://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※当館に「在留届」を提出した方で帰国や転居済みの方は、以下の URL から帰国届又は転出届を提出してください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>